
令和5年 第2回 高千穂町議会定例会会議録(第5日)

令和5年6月16日(金曜日)

議事日程(第5号)

令和5年6月16日 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第33号 高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例及び高千穂町会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第34号 高千穂町防災会議条例の一部改正について
- 日程第3 議案第35号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第36号 高千穂町高額介護サービス費等支払資金貸付基金条例の廃止について
- 日程第5 議案第40号 延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画検討協議会共同設置に係る規約の制定について
- 日程第6 発委第3号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
- 日程第7 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第8 公立病院の広域医療等に関する特別委員会の中間報告を求めることについて
- 日程第9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第33号 高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例及び高千穂町会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第34号 高千穂町防災会議条例の一部改正について
- 日程第3 議案第35号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第36号 高千穂町高額介護サービス費等支払資金貸付基金条例の廃止について
- 日程第5 議案第40号 延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画検討協議会共同設置に係る規約の制定について
- 日程第6 発委第3号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
- 日程第7 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第8 公立病院の広域医療等に関する特別委員会の中間報告を求めることについて
- 日程第9 議員派遣について

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（坂本 弘明議員） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 議案第33号

日程第2. 議案第34号

○議長（坂本 弘明議員） 初めに、日程第1、議案第33号から日程第2、議案第34号の議案2件を一括議題とします。

この議案2件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。委員長、板倉哲夫議員、登壇願います。

○総務産業常任委員長（板倉 哲男議員） 令和5年第2回高千穂町議会定例会、本会議2日目に、総務産業常任委員会へ付託されました議案2件について、審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、その経過と結果を報告いたします。

審査は、6月14日の1日間で、主管課長及び担当職員出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第33号高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例及び高千穂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。

今回の改正は2点あり、1点目は診療報酬の算定方法の一部を改正する省令が令和4年10月1日より適用され、1年間の救急搬送の実績が200件以上であるなど、一定の条件を満たす医療機関に勤務する看護職員などの収入を、3%程度引き上げるための処遇改善の仕組みが創設されました。

これに伴い、高千穂町国民健康保険病院の医師、薬剤師を除く看護師、看護助手、理学療法士など、医療職給料表を基に給与を支給している医療従事者及び会計年度任用職員の医療従事者を対象とした看護業務等臨時特別手当を支給する規定を設けるものです。

特殊勤務手当の額は、1人1か月につき1万2,000円の範囲内で、町長が別に定める額としています。

2点目は、高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正であり、新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日に感染症法の位置づけが5類に変更されたことに伴い、同日、人事院規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の対策業務に係る防疫作業などの特殊勤務手当の特例を廃止します。

その一方、今後、新型コロナの変異株が再び2類相当となり、同様の手当が必要になった際、改正後の人事院規則の内容が適用されるよう所要の改正を行うものです。

改正前は、作業に従事した日、1日につき3,000円であったところを、改正後は1,500円などと定めています。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、令和6年4月から西臼杵3町立病院が統合するが、統合後も今回の処遇改善は継続されるのか。答弁、広域行政事務組合においても同様の条例が制定されるため、引き継がれます。

質疑、五ヶ瀬、日之影の病院も同様に処遇改善がされるのか。答弁、国の基準が、前々年度の救急搬送実績が年間で200件以上の医療機関となっているため、五ヶ瀬、日之影は今回の処遇改善の対象になっていません。

質疑、統合後、人事異動により高千穂の病院で勤務していた者が、五ヶ瀬や日之影に行った場合、どうなるのか。答弁、高千穂にいる間は処遇改善の対象になりますが、五ヶ瀬、日之影に行くと対象外となります。

以上で質疑を終了しました。

討論なく採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号高千穂町防災会議条例の一部改正についてです。

今回の改正は、災害対策基本法の規定に基づき設置している高千穂町防災会議の委員に、「西臼杵広域行政事務組合消防本部消防長」を追加するものです。本来は、平成27年に広域消防が発足した際に改正する必要のあるものですが、最近になり気づいたとのことでした。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、委員になっていなかったものの、これまでの防災会議には消防長は参加していたのか。答弁、記録を見ると、平成3年に文書による会議を行い、その際には消防長に御意見を伺ったようです。その後の記録はないため、それ以降、防災会議自体が開かれていなかったものと思います。

質疑、防災会議の開催がない状態が続いているということだが、防災会議の設置目的は。答弁、防災会議の役割は、高千穂町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進することとなっています。そのため、今後防災会議を開催し、防災計画の推進のために情報交換をすることは必要だと考えています。

質疑、委員の名簿を見ると、建設業協会や防災士の名前がないが、そういった方々も参加していただくべきではないか。答弁、災害対策基本法において、委員の人選についておおむね定められたものがあるが、その中には建設業協会や防災士はありません。ただし、入れてはいけないというわけでもないため、町独自に加えることは可能です。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、行政の最大の目的は住民の生命と財産を守ることである。また、昨年の

台風14号災害のように、近年の災害は激甚化している。既に梅雨に入り今後は本格的な台風シーズンとなるため、早急に防災会議を開催し、防災行政の推進を図ることを要望いたします。

討論なく採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務産業常任委員会に付託されました議案2件の審査報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、総務産業常任委員長報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

これから、議案第33号高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例及び高千穂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第33号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第33号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号高千穂町防災会議条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第34号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第34号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第35号

日程第4. 議案第36号

日程第5. 議案第40号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第3、議案第35号から日程第5、議案第40号の議案3件を一括議題とします。

この議案3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、磯貝助夫議員、登壇願います。

○文教厚生常任委員長（磯貝 助夫議員） 第2回高千穂町町議会定例会において、文教厚生常任委員会に付託された福祉保険課所管1件、保健センター所管2件、計3件の議案について審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により下記のとおり報告いたします。

福祉保険課所管。

議案第35号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法、児童福祉法などの一部が改正されたことに伴い、高千穂町子ども・子育て会議条例外4条例について規定を整理するため、関係条例の一部を改正するものです。

第1条高千穂町子ども・子育て会議条例、第2条高千穂町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、第4条高千穂町小学校就学前の子供に係る保育必要量の認定基準を定める条例及び、第5条高千穂町保育料条例の一部改正については、子ども・子育て支援法などの一部改正により、引用する条や項などの変更による改正であります。

また、第2条及び第3条高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、子ども・子育て支援法、児童福祉法の所管が厚生労働省から内閣府へ変わったため、条例中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。

これらの改正は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものであります。

新旧対照表を併せて説明を受け、質疑を行いました。

質疑、本町条例の変更は5つの条例か。答弁、そうである。

質疑、法律の第19条第2項が削除されたが、その内容は。答弁、内閣総理大臣が内閣府を定める際に、厚生労働大臣と協議しなければならないことが記載されていたが、その必要がなくなり削除されました。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員からは、国は、社会全体で子供を育てる施策を強化している。本町も国の施策にしっかり対応し、子供や子育て世代が安心して過ごせるまちづくりに努めるよう要望しました。

次に、保健センター所管。

議案第36号高千穂町高額介護サービス費等支払資金貸付基金条例の廃止について。

本基金は、介護保険事業が始まった当初、介護サービス利用者の給付費が償還払いとなる場合、高額介護サービス費等が支給されるまでの間に資金が必要な方に対して、高額介護サービス、高額サービス費等、相当額の貸付けを行う制度に充てるために設置したものであります。

しかしながら、現在は保険者である高千穂町が保険給付費等を事業者へ直接支払うことができる受領委任払いの制度があり、運用がないため、条例の廃止を提案するものです。

また、本基金は保険料を財源としたものであり、処分については介護給付費準備積立基金に積み立てるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものと説明を受け、質疑に入りました。

質疑、介護保険事業はいつ始まったのか。答弁、平成12年度に始まり、受領委任払いの制度は平成30年にできた。

質疑、自己負担してどのくらいの期間で高額介護サービスの支給がされていたのか。答弁、約2か月ほどだった。

質疑、介護給付費準備積立基金の金額は。答弁、100万円である。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画検討協議会共同設置に係る規約の制定について。

成年後見制度の利用促進に係る法律第14条第1項により、市町村は地域における成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的、計画的な促進を図るために、令和元年に延岡市と西臼杵3町で中核機関を設置し、令和4年3月1日付で、共同で基本計画を策定しました。

また、策定した基本計画については、関係機関からの取組状況報告及び協議会委員からの評価、助言を得ながら、必要に応じて追加修正を行っていくこととしております。

本協議会を設置するに当たり、延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画検討協議会を地方自治法第252条の7の第1項の規定に基づき、共同設置に係る規約の制定について議会の議決を求めるものと説明を受け、質疑に移りました。

質疑、本制度の利用者の増減と傾向は。答弁、毎年利用相談は増えている。本制度は判断能力の低下した方の権利を擁護するため、家庭裁判所が選任した本人の代理人が、本人に代わり契約行為や身上保護を行うものである。

家庭裁判所に対し、制度利用に係る審判請求の申立てができる者は、本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長であるが、近年身寄りのない高齢者や親族がいても、親族が高齢で事務作業が困難なケースの増加もあり、市町村長による申立て件数が増加傾向にある。

高齢分野は、年間3から4件、障害分野は年間1から2件である。

質疑、後見人にはどんな人になるのか。答弁、法律で定める欠格事由を除けば特別な要件はな

く、誰でもなることができる。ただし、本人との利害関係を精査した上で、最終的には家庭裁判所が選任の審判を下すため、実際には本人との関係性や本人が抱える問題を加味した上で選任されることになる。

近い親族がなる場合や、相続や家族内紛争、虐待などがあるときは、弁護士や司法書士がなる場合がある。また、福祉的な支援が必要なケースであれば、社会福祉士といった専門職が選任される。

現在、制度利用のニーズが増加する一方で、受け手側の専門職の数も不足しており、研修を経て一定程度の知識を持った住民が後見人として活動できる市民後見人の養成にも力を入れており、今後需要と供給のバランスを保つことのできる施策の展開を推進していく。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会からは、本規約の制定により協力体制を強化し、成年後見制度の利用促進を図るよう要望しました。

以上、文教厚生常任委員会委員長、磯貝助夫。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

これから、議案第35号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第35号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第35号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号高千穂町高額介護サービス費等支払資金貸付基金条例の廃止についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第36号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきも

のと決した旨の報告でありました。よって、議案第36号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画検討協議会共同設置に係る規約の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第40号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第40号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 発委第3号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第6、発委第3号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを議題とします。

なお、この発委はお手元に配付のとおり、議会運営委員長から提出されたものであります。

初めに、事務局長に意見書を朗読させます。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書。

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度に森林環境譲与税が創設された。

現在、地方公共団体では、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手不足等により、想定以上のコストがかかっているところ。

また、近年多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった下流部の都市住民にも被害が及ぶ災害から国民を守るためには、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

こうした山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保といった取組を今後本格化させていくには、多くの森林を抱える我が高千穂町では、今の譲与基準のままでは森林整備の費用に不足が見込まれ、さらなる財源が必要となっている。

以上のことから、下記の実現を強く要請する。

記。森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月16日、宮崎県高千穂町議会議長、坂本弘明。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 発委第3号については、質疑討論を省略したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって発委第3号については、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより採決を行います。発委第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に一任願います。

日程第7. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第7、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会、公立病院の広域医療等に関する特別委員会、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会、鉄道公園化に関する特別委員会、各委員長から会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されています。

ここでお諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第8. 公立病院の広域医療等に関する特別委員会の中間報告を求めることについて

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第8、公立病院の広域医療等に関する特別委員会の中間報告を求めることについてを議題とします。

お諮りします。公立病院の広域医療等に関する特別委員会から、調査中の事件について中間報告を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、公立病院の広域医療等に関する特別委員会から調査中の事件について中間報告を求めることに決定しました。

ここで報告を求めます。委員長、本願和茂議員、登壇願います。

○公立病院の広域医療等に関する特別委員長（本願 和茂議員） 高千穂町議会会議規則第41条の規定により、これまでの統合再編準備室からの説明、質疑事項及び要望等をまとめましたので報告いたします。

令和3年7月7日の第1回特別委員会については、前委員長から経過報告がなされておりますので、詳細については省略しますが、西臼杵地域公立病院部会からの最終報告書の説明等を統合再編準備室が行った後に、委員からの質疑応答を行っております。

質疑は、マグネットホスピタル、今後の医療体制や連携体制について、医師確保やオンライン診療・情報システムについて、繰入金や3町の負担割合、職員の異動等についての内容であり、今後議論し、協議を重ね詰めるべき点も多いことがこの時点では示されておりました。

令和3年10月18日に行われた第2回特別委員会では、公立病院統合再編基本計画（案）についての内容説明が行われました。

初めに、西臼杵公立病院部会報告書受領後の取組の説明があり、高千穂町国保病院職員向け報告書説明会を同年7月に計6回、181人に、日之影町国保病院職員向けを2回52人に、五ヶ瀬町国保病院職員向けを2回、32人に実施しています。

3町各地区で住民向け説明会も行い、高千穂町は計5回、78人、日之影町は計3回、172人、五ヶ瀬町は計4回、114人に実施し、公民館長への説明も別途行っています。

そのほかにも、高千穂・五ヶ瀬町職員、西臼杵3町の福祉事業者、監査委員、県議会厚生常任委員会等にも報告を行っています。

病院職員向け説明会では、「病院が遠くなることで患者や家族からの不満にどう対応するのか」「医師だけでなく、全ての職種の確保について考えることが必要」「給与や勤務形態に変更があるのか」等の意見が寄せられています。

住民向け説明会では、「病院間の移動の手段と時間はどう考えているのか」「今後、手術ができるようになるのか」「地元に着する医師を探してほしい」「入院は3公立病院となるようだ

が、患者が地元以外を望まない場合は「外来の待ち時間短縮・看護師の待遇改善」等の意見が寄せられています。

パブリックコメントでは、各病院の機能明確化、本部機能集約、間接部門の経費削減、オンライン診療の必要性などのコメントが寄せられました。

それらをきちんと反映させ、検討結果のまとめに係る留意事項を修正しています。

また、基本構想（案）は、50ページにもなるため、西臼杵郡3公立病院の統合・再編について、取り巻く状況について、スケジュール、入院、外来・在宅、医師確保・経営形態、Q&Aの概要説明文書を作成し、地域住民に分かりやすく理解できる対応を整えています。

説明後は質疑に移りました。

質疑、経営形態については、広域行政事務組合の一部になるということだが、事務所はどこに置くのか。答弁、今後、検討していくので白紙の状態です。

質疑、病院への繰入金は今後どうなるのか。答弁、今後、一部事務組合になると繰入金から負担金となります。他の事例や国の地方交付税の考え方を踏まえながら、3町・3議会の皆様と議論し、決めていく大きなポイントであろうかと思えます。

質疑、人材育成の観点から、3町の医師・薬剤師の就学資金の状況は。答弁、五ヶ瀬町には同様の制度があると聞いております。

質疑、令和6年にはオンライン診療は実現可能なのか。答弁、オンライン診療については、診察をして点数がもらえるのかという問題が一番大きいところです。医師・看護師の意見を聞きながら進めていく必要があると考えています。

質疑、3町で職員の給与が違うが、どこをベースにするのか。答弁、それぞれの職員の生活に関わる部分であり、慎重に検討を進めている。まとまった段階で3病院の職員には、お示しすることになると考えているなどの質疑応答を行い、閉会しました。

第3回目の委員会は、令和4年3月15日に行われ、西臼杵地域における医療連携に係る基本構想発表後の取組について説明を受けました。

10のワーキンググループで集中的に議論を行ったとのことであり、経営管理・経理グループでは、中期経営計画の策定、経営管理方法の検討、会計基準・方針などを検討。

診療グループは、入院機能転換の実施、救急・手術・検査・リハビリ体制等の検討、オンライン診療や総合診療医の育成方針などを検討。

地域連携グループでは、地域連携部門の整備、3病院間・郡内外の医療機関との入退院の仕組み整備などを検討。

情報システムグループは、電子カルテ等情報システムの統合・導入・更新計画策定、会計・人事給与システムの運用計画策定などを検討。

薬剤グループは、薬剤の仕入れ・管理、新薬承認業務の統合について、薬剤調達のコスト削減策などの検討。

医事グループは、医療事務・受付業務の連携体制整備などを検討。

施設設備グループは、建物・機器の管理体制の整備、導入・更新計画の策定などを検討。

人事グループは、人材育成のための研修整備、奨学金制度の整理、人事評価制度の整備などを検討。

購買グループは、物品購買に関するルール整備、物品購買のコスト削減策などの検討。

総務グループは、勤怠管理・事務分掌及び例規整備、会議体・委員会の検討、各種契約手続方法の検討などを、令和3年11月2日から令和4年2月8日の間で各グループ適宜開催しています。

また、医師へのヒアリング、職員へのアンケート実施、各町総務課による協議を行った報告と今後のスケジュール、令和4年度の取組として、3公立病院の病床機能転換・経営統合後の経営管理の仕組み、3公立病院間の入院退院ルール・電子カルテ等情報システムにおける情報共有の在り方を具体的に進め、人事・財政等の課題についても引き続き3町による協議を進めると説明を受け質疑に移りました。

質疑、職員向けの意識調査の中で3公立病院経営統合については、理解と納得は得られたと認識してよいのか。答弁、納得できていないこともあろうかと思えます。現場の方には、仕事内容がどうなるのかを示せていなかった。今後、3病院の職員が参加するワーキンググループ等で話し合った内容を、職員と情報共有する形で不明な点や理解できていないことを減らしていく。

質疑、人事、財政、給与、昇給など難しい問題の詰め方は。答弁、現在、3町の総務課と技術的なことも含めて検討していただいている。令和5年度前半までには、お示しできる形で協議している。

質疑、令和4年度の診療報酬改定による処遇改善加算は、導入予定はないとのことだが、統合再編に際し看護師等の処遇についても統一する必要があるのでは。答弁、処遇改善加算の導入は、公立病院には難しい。3病院の制度が違う中で、できる限り納得いくものをつくっていく必要がある。

質疑、救急医療や手術については、現状維持が望ましいということだが、本町病院は外科医が一人であり、手術件数が減っている。統合後は外科手術も行い、医師確保につなげるべきでは。答弁、外科手術については、医療事故の観点から麻酔科医が必要です。また、若い外科医は手術の件数も必要となると都市部に行かれる傾向があるため、外科医確保は難しい問題です。ただ、要望が強いことは把握しているため、医師確保をしていく中で手術をしていくという方向性も検討していくなどの質疑応答を行い、閉会しました。

第4回目の委員会は、令和4年6月17日に行われ、西臼杵郡3公立病院における経営統合・機能再編に係る基本計画について説明を受けました。

基本計画の性質は、西臼杵地域における医療連携に係る基本構想に基づく各病院の検討結果と今後の方向性を取りまとめたもの。統合再編における中間報告という位置づけとなっています。

基本計画の主な内容、経営統合のスケジュールは、令和6年4月の統合再編の完了に向けて、新規採用職員の募集や事業管理者の経営への関与など、一部事務組合の組織として早急に取り組む課題がある一方、職員の身分切替えや各町の財政負担など、十分な説明と議論の上で進めるべき課題があることから、令和5年に一部事務組合の組織として経営管理局（仮称）を設置した上で、最終的な統合準備を進める方法によることが望ましいと考えているとのこと。

機能再編のスケジュール、3公立病院の病床機能再編については、基本構想において令和6年4月までに中間段階の機能再編を完了させることとしているが、職員の配置等の準備をスムーズに進める必要があることなどから、令和4年度末までに必要な届出を行うことを目標とし、今後、診療ワーキンググループ等において作業を進めるとしています。

ただし、五ヶ瀬町国保病院の介護療養病棟から介護医療院への転換については、病床が削減されることに伴う地方交付税の減収等の影響を考慮し、令和5年度中に届出を行うことを目標として作業を進めるとしています。

西臼杵郡3公立病院における入院医療の現状として、2020年時点では五ヶ瀬国保病院が54床で、回復期病棟と介護療養病床、日之影国保病院が50床で回復期病棟のみ、高千穂国保病院が120床で急性期病棟と慢性期病棟、地域包括ケア病室を含むとなっており、年間で数十人程度の紹介と逆紹介がなされている体制を、入院医療機能再編案（中間段階）として、高千穂国保病院120床の急性期病棟と回復期病棟が、基本的に西臼杵郡3町の入院患者全てを対象にしています。

五ヶ瀬国保病院32床は、一般病床と介護保険施設となる介護医療院となり、今までどおり軽度な急性期から回復期相当の入院患者も受け入れる体制を維持し、医療ニーズの低い要介護認定者を受け入れるとともに、高千穂国保病院退院の医療区分1、介護保険ありの患者を受け入れる体制としています。

日之影国保病院50床は、慢性期病棟と地域包括病床を有して、今までどおり軽度な急性期から回復期相当の入院患者も受け入れる体制を維持し、可能な限り高千穂国保病院からの退院患者医療区分2、3を受け入れるとしています。

また、ワーキンググループの検討状況と今後の予定などの説明も受け、質疑に移りました。

質疑、統合後は、医師の異動もあるのか。答弁、現時点で医師の異動は考えていない。

質疑、熊大や済生会などからの医師派遣体制は維持・継続できるのか。答弁、維持を目指して

いく。

質疑、3町の負担金が確定するのはいつになるのか。答弁、全体的な負担金額の審議は、令和5年の11月から12月、12月議会となる。この中で病院事業の考え方やルールについて諮ってもらおう予定であり、その際に負担金についても出てきます。

質疑、盲腸ぐらいの手術はできなければ統合しても何も変わらないと思う。今後の問題点として進めるべきではないか。

答弁、しっかりとした医療提供体制を維持していくことが、経営統合の中で重要なことだと考えている。

などの質疑応答を行い、閉会しました。

5回目の委員会は、令和4年11月22日に行われ、西臼杵郡3公立病院における経営統合・機能再編に係る第一次統合再編案について説明を受けました。

これまでの取組として、高千穂・日之影町国保病院にて基本計画に基づき、令和4年度末までに機能転換を行うための個別具体的な検討を行うことを目的として、今年2月から毎月1回、病院にて個別検討会を開催しています。

機能転換後の病棟構成については、高千穂町国保病院が現状の急性期一般60床、療養46床、地域包括ケア14床、計120床を令和5年4月から急性期一般106床、地域包括ケア14床とし、日之影町国保病院が現状の急性期一般50床を令和5年4月から療養40床、地域包括ケア10床とし、地域包括ケア病床は令和4年8月から先行導入しています。

五ヶ瀬町国保病院は、基本計画において介護療養病床の介護医療院への転換は5年度中とされたことを受け、個別検討会を開催して高千穂・日之影町国保病院の検討状況についての情報共有などを行っています。

3病院間の入退院ルールについては、令和5年4月の機能転換後「どのような状態の患者を高千穂から日之影に転院させるか」及び「日之影の患者について、どのような状態の患者を高千穂に入院させるか」という点について検討を進めています。

具体的な入退院ルールは、トライアージを実施して受入先病棟が決まるようです。

そのほかにWG会議の協議内容報告、通称プロジェクトチーム、3町担当者による各種協議内容報告、人事関係については各町で職員と話し合いを進めており、現時点では3町組合と調整中で、答弁は差し控えられました。

組織関係については、事業管理者は高い調整能力が求められるため、行政職を想定した人選を行い、幅広く人材を求めるために郡外の人材を想定して準備を進めているとしています。

また、職名は病院事業管理者とし、組織名を西臼杵医療センター運営管理局、組織の場所を高千穂町国保病院内に設置することとしています。

財政関係では、各町の病院事業への操出金の実態及び地方交付税交付金、起債の状況等について現状確認を実施し、5年度の西臼杵広域行政事務組合への負担割合について協議を行い、6年度以降の負担割合及び額について議論が進められています。

令和5年度の負担金額は精査中とし、各町の負担割合は4年度同様、各町均等割りでの負担としています。

令和6年度以降の負担割合については、改めて協議することとなっています。

高千穂・日之影町国保病院の機能再編について、機能転換の住民への情報提供案では、早ければ令和4年12月には高千穂の患者に対し、日之影への転院を依頼する必要性が出てくること。令和3年9月の各戸への配布チラシ以降、説明を行っておらず、3病院で進めてきた具体的な機能再編についての状況が直接住民に届いていないこと。

そのため、改めて3町住民に周知を行い、12月以降の転院などについて協力を求めるために住民への情報提供を行うと趣旨で上げています。

また課題では、転院時の移動手段について、住民に転院をお願いする際の移動方法については、入退院に係る手続が必要であることを考えると患者家族等に依頼することが原則になるが、救急搬送等が必要な場合等については、今後、3病院や広域消防と調整を行っていくとしています。

高千穂国保病院の入院期間については、令和5年4月以降はほとんどの病床が急性期一般入院科となるため、平均在院日数を21日以内に収める必要がある。その後は、日之影国保病院への転院等をお願いすることになる。

また、機能再編を円滑に行うためには、このことを住民及び入院患者に理解していただく必要があることから、住民向けチラシで周知を行うとともに、患者向けのパンフレットの作成等を通じて理解を求めていくと上げています。

これらの説明等を受け、質疑に移りました。

質疑、入院患者への説明は順調か。

答弁、現時点では、日之影病院は基準を満たしている状況が続いているので、資料にあるような機械的な転院をお願いすることはないと考えています。3月に向けては、患者の調整が必要になるので、チラシやパンフレット等でしっかりと説明をしながら理解を得たい。

質疑、経営統合後は、3病院の会計が一本化されると認識していたが、独自の企業会計での精算になるのか。

答弁、現在、3病院でしている決算は引き続き行いますが、最終的には、これを一つにまとめて西臼杵病院事業の決算という形にさせていただきます。

質疑、3病院それぞれが黒字や赤字となった場合の取決めは。

答弁、西臼杵3病院が一つの企業体になっていくので、決算を合わせてどのような状況になっ

ているのか、どのような運営をしていくのかという視点も必要になってくるかと思えます。

質疑、高千穂・日之影町は訪問看護業務を行っているが、今後はどう進めるのか。

答弁、必要な住民サービスであり、これまでどおり、それぞれのエリアで続けていく方向性で考えています。

質疑、給与形態は3病院同一となるのか。

答弁、その方向で進めています。

質疑、一番高いところで合わせるのか。

答弁、話を進めている段階なので、答弁は差し控えます。

質疑、最終的には医師次第だと思う。今後、医師確保が重要になってくるので、3町が気を引き締め、執行・議会が医師確保のために全力を尽くす必要がある。優秀な医師に来てもらえれば患者は増えるのだから、そこが重要である。しっかりと3町と議会で意見を出していくので、準備も意見を踏まえ取り組んでいただきたい。

答弁、おっしゃるとおりだと思います。

などの質疑応答を行い、閉会しました。

6回目の委員会は、令和5年3月20日に行われ、西臼杵郡3公立病院の経営統合・機能再編に係る現状について説明を受けました。

これまでの取組として、令和3年10月から組織された会議WGのテーマ目標・ゴール、令和4年度の検討状況、令和5年度の検討予定の報告がありました。

主な内容は、経営管理・経理WGの経営管理のテーマでは、経営管理のための指標や会議体の在り方について検討しまとめることを令和5年度の検討予定としていましたが、経営統合後でも対応できるため、後回しにするとしています。

診療WGの入院のテーマでは、令和5年度の検討予定で職員の交流研修についても検討を進めるとしています。

オンライン診療のテーマでは、令和4年度、五ヶ瀬町でオンライン診療の実証実験を行ったことと5年度に高千穂・日之影でもオンライン診療の導入を検討するとしています。

情報システムWGの診療系システムのテーマでは、令和4年度、大規模な情報連携システムの導入については、コストが大きいため、次年度以降の検討課題としています。

また、大規模な情報連携システムによらない診療情報の共有の在り方についても検討するとしています。

医事WGの受付業務のテーマでは、令和4年度、オンライン資格確認の導入について現状を確認し、情報共有を行っています。

人事WGの奨学金制度のテーマでは、令和4年度、看護職員を対象とした奨学金制度を創設す

る方向性で検討を進めることを決めています。

5年度は、看護職員を対象とした奨学金制度の創設に向けた具体的な検討を進めるとしていません。

購買WGのSPD、いわゆる物流管理システムのテーマでは、令和5年度、3公立病院にSPDの導入について検討を行うとしています。

第一次統合再編案、3月議会における審議報告事項については、例規関係として、①西臼杵広域行政事務組合の組織に関する規則の一部改正として、西臼杵広域行政事務組合の職に「西臼杵地域公立病院統合再編準備室長」及び「室長補佐」を。②西臼杵広域行政事務組合事務決済規定の一部改正では、代表及び専決事項に西臼杵地域公立病院統合再編準備室長及び室長補佐に係る規定を設ける。③高千穂町行政組織規則及び文書取扱規定の一部改正では、西臼杵地域公立病院統合再編準備室に係る規定を削るとしていません。

令和5年度の負担金説明では、予算案の概要として歳入歳出6,602万円、歳入の内訳は、3町それぞれの均等負担額1,841万円の分担金5,523万円と衛生費補助金1,078万円としています。

歳出の主なものは、委託料2,923万円、コンサルへの委託料及び人事給与システム構築委託料、工事請負費2,176万円、運営管理局の設置工事費等、負担金1,025万円、県からの派遣職員の給与負担金です。

第二次統合再編案では性質として、基本計画に基づき、3町病院事業の一部事務組合への経営統合及び職員の移管を行うものとしています。

構成は、例規・病院事業全体に関する6年度負担金の額及び負担割合・令和6年度から9年度の中期経営計画としています。

3町議会への審議・報告予定については、令和5年12月議会で例規関係の西臼杵広域行政事務組合規約の改正案、病院事業全体に関する6年度負担金の額及び負担割合・令和6年度から9年度の中期経営計画が行われる予定となっています。

令和6年3月議会では、各町の病院事業及び職員に係る条例の改正案、病院事業全体に関する6年度負担金の額及び負担割合、各町負担額を予算案として審議する予定となっています。

運営管理局長の人選については、職員の公募、3町職員からの選任の2案が想定されていますが、いずれの案もメリット・デメリットがあるため、民間病院や他の自治体病院での経営経験を持ち、病院経営に意欲を持って取り組む人材を確保できれば、今後の病院経営に大きな影響を与えることが期待できるため、公募を行いたいとのことであります。

想定しているスケジュールは、令和5年4月から6月に公募要領及び条例等の整備、夏から秋にかけて募集・審査、秋から冬にかけて採用者内定、令和6年4月着任としており、公募を行っ

た結果、適切な人材の応募がないことも想定されるため、その際は3町役場から出向で対応すること等についても検討するとしています。

令和5年6月1日から募集が始まっており、西臼杵広域行政事務組合のホームページによると、任期は令和6年4月1日から最長4年間、ただし1回の任期は2年で、1回に限り更新が必要としています。

主な業務内容は、中期経営計画の執行管理、3公立病院の経営管理、人事・給与・総務・例規・予算・決算・経営管理業務及び議会対応業務の統括管理、その他運営管理局の統括に関する業務となっています。

応募条件は、医療機関において1年以上の事務長または財務・経営企画の責任者としての業務に従事していたか、経営コンサルタントや金融機関等において医療機関を含む企業の経営支援等の業務に1年以上従事していたこととしています。

そのほかに、日本国籍を有すること、地方公務員法第16条に定める欠格事項に該当しないこと、令和6年4月1日から高千穂町にて勤務が可能であることとしています。

勤務条件では、給与が47万2,000円、給料と期末手当の年間合計額約740万円程度、通勤手当の支給、勤務時間が8時30分から17時15分の週38時間45分、原則週休2日制、年間20日の年次有給休暇の付与、夏季休暇があるとなっています。

応募の受付は、令和5年6月8日から7月7日までとなっております。

中期経営計画アクションプラン等の説明等も受け、質疑に移りました。

質疑、統合再編以前の起債は、それぞれ3町が負担するのか。

答弁、現段階でははっきりと明言できませんが、一つの考えであると思います。

質疑、運営管理局長を公募した場合、定年退職まで雇用するのか。

答弁、任期付職員の任期は最大5年と定められており、条例において設定できるので、定められた期間を勤務していただき、期限が来れば改めて募集することになる。

質疑、公募して応募がなかった場合、3町の職員から選任する案もあるが、実務経験のある県立病院の職員の出向はできないものか。

答弁、3町職員からの選任の最大のメリットは、西臼杵3町のことをよく知っているということであり、まずは公募を行い、応募がなければ3町には病院事務に携わってきた方がいるので、その中で考えていくことになろうかと思っています。

質疑、運営管理局の職員数は。

答弁、最低でも6人は必要かと思っています。

質疑、これまで3病院がしていた予算決算は、運営管理局が行うのか。

答弁、イメージとしては、病院ごとの決算は病院で行い、3病院の決算と運営管理局の決算を

足し合わせたものが新しい決算となります。

質疑、五ヶ瀬町でのオンライン診療の実証実験の結果は。

答弁、鞍岡地区で公民館に数名来ていただき、薬は後ほど届ける形で五ヶ瀬病院とのオンライン診療を実施しています。

質疑、自宅からできないのか。

答弁、今回のシステムであればスマートフォンがあれば可能ですが、つなぐ操作が高齢者の方は難しいといった問題、支払いがクレジットカードになるため、カードを所持していない方の支払いをどうするのかといった課題解決をする必要があります。

質疑、令和5年度予算の運営管理局の工事請負費は新たな何かを建設する費用か。

答弁、現在の病院の事務室隣にある女子更衣室を別の場所に移して、空いた場所を改修して運営管理局の場所を造る予定としています。

などの質疑応答を行い、閉会しました。

当委員会は、議会での出張ではありましたが、1月に県庁に出向き、県福祉保健部医療政策課からも宮崎県地域医療構想の概要について、出前講座「地域医療構想と調整会議」と題し、研修も行ったところであります。

令和6年4月からの運営がスムーズになるために、残りの9か月間もしっかりと経過報告を精査し、必要な部分には指摘と要望、助言等を行い、円滑に経営統合に向けた準備が進むように活動してまいりたいと思います。

何よりも、町民が安心して暮らせるように、適切な医療が今後も受けられる西臼杵郡高千穂町でなければなりませんので、ただ病院を残しただけという形にならないように関係機関との連携を強めるとともに、患者や職員のニーズがしっかりと反映された経営統合となることを要望し、公立病院の広域医療等に関する特別委員会の委員長報告とします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、公立病院の広域医療等に関する特別委員会委員長からの中間報告が終わりました。

日程第9．議員派遣について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第9、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条第1項の規定に基づき、お手元に配付したとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、議員を派遣することに決定しました。

ここで、町長から挨拶があります。

○町長（甲斐 宗之町長） 令和5年第2回高千穂町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

去る6月5日に開会いただきました本定例会においては、令和5年度の各会計補正予算、条例案件、人事案件などを含め、全16件の重要案件につき12日間にわたりまして、慎重かつ熱心に御審議を頂き、いずれの議案も原案どおりに御承認を頂き、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

総括質疑や委員会、また一般質問等の場で賜りました御意見・御提言につきましては、しっかりと受け止めさせていただき、今後も常に課題意識を持ちながら、町民の皆様の福祉の向上、町内の産業振興、教育の充実等なお一層図っていくため、知恵を絞り取り組んでまいり所存でございます。

さて、今回の一般質問では、2027年の国民スポーツ大会を見据えた御質問も頂きましたが、新型コロナも落ち着いた現状を鑑み、一步先の将来を見据えた取組の必要性も改めて感じたところでございます。

これからインバウンドの入込も急速に増加すると見込まれます。

9月には、熊本・台北間の国際線が週3便就航予定であり、台湾資本のTSMC半導体工場も稼働に向けて工事が急ピッチで進められております。台湾からの往来が増えることに加え、多くの雇用が生まれると思いますが、熊本県の蘇陽町や大津町から日帰りでのドライブ、小旅行の行き先としては、我が高千穂町は最適な観光地であると考えます。今後、そのような視点からの誘客対策、また高千穂観光大使やメディアをうまく活用したPRにも力を入れたいと考えております。

加えて、2年後の2025年、令和7年には大阪万博が開催予定ですが、広域観光の面で連携をしております熊本県阿蘇市、また大分県別府市からもそれに向けた連携事業についてお話を頂いているところでもあり、先を見越した準備を進めてまいり所存でございます。

また、林業振興や木育につながる御質問も頂きましたが、2050年の国全体でのカーボンニュートラル実現に向け、また持続可能なまちづくりのため、SDGsという世界共通の取組に乗り遅れることのないよう、様々な施策を展開する必要も感じたところでございます。

町では近い将来の目標として、ゼロカーボンシティ宣言、またSDGs未来都市採択の実現に向け、準備を進めていきたいと考えております。様々に情報を収集し、職員研修なども重ねながら取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、今後とも何かと御多忙であらうと存じますが、梅雨の時

期も迎えており、くれぐれも健康管理には御留意の上、引き続きよりよき町政運営のため、御助言・御提言を賜り、御協力を頂きますよう重ねてお願いを申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（坂本 弘明議員） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月5日から本日までの12日間、議員各位におかれましては、熱心に御審議賜り、また議事運営に対しましても御協力を頂き、厚く御礼を申し上げます。

今期定例会におきましては、専決承認、令和5年度の各会計の補正予算議案及び条例議案など、提案された全議案が可決されました。

執行部におかれましては、本会議、委員会で出されました提言や要望を今後の行政運営に反映していただくよう望むものであります。

毎年、梅雨末期には豪雨により、日本各地で大災害が起きており、本町も決して例外ではありません。油断のないよう、備えが万全であるか、それぞれに確認をお願いいたします。

結びに、この夏も厳しい暑さが予想されます。皆様、熱中症予防など御自愛いただきますようお願い申し上げ、6月定例会、閉会に当たっての挨拶といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これで、令和5年第2回高千穂町議会定例会を閉会します。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後4時39分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員